

平成30年4月10日

保護者各位

鳥居松小学校バトントワリング部 育成会

鳥居松小学校バトントワリング部 部員募集について

拝啓 春陽の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
新たな年度始まりにつきまして、バトントワリング部の部員を募集したいと思います。
今年も発表会や春日井まつりへの参加等、勢力的に活動して参ります。お子様と一緒にルール等をご覧になった上、奮って参加頂きますよう、お願い申し上げます。
また、部活体験会も設けますので、こちらもぜひご参加くださいませ。

敬具

記

対象学年：4年生、5年生、6年生

募集期間：平成30年 5月2日（水）まで

活動内容：バトントワリングの演技練習

活動日：月曜日、木曜日 授業後から16時まで

団費：¥2,000/月

※納入方法は月謝袋で現金で納めて頂くか、銀行振込を選択できます。

部活見学：12日、16日、19日

部活体験会：26日

申込先：成田教頭先生 まで申込書をご持参頂くか、
メール関根 宛 hiroko@hiro-music-studio.comまで、その旨をお伝え下さい。

-----（切取り）-----

鳥居松小バトントワリング部 入部申込書

ルール規約等を理解の上、入部申し込み致します。

児童氏名

保護者氏名

学年

住所

電話番号

団費納入方法

メールアドレス

月謝袋 ・ 銀行振込

@

鳥居松小バトントワリング部 育成会規約

平成28年6月1日

第1章 名称、事務局

第1条 本会の名称は、「鳥居松小学校バトントワリング部・育成会」とする。本会の事務局を会長宅に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、バトントワリングまたはカラーガードの演技練習をし、活動を通じて会員児童の育成を目的とする。

第3章 組織

第3条 本会は、鳥居松小学校に在籍し、鳥居松小学校バトントワリング部の活動に参加する児童の保護者ならびにこの主旨に賛同する者が会員となり、組織する。

第4章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 鳥居松小学校バトントワリング部の活動の運営に関する事。
- 2 鳥居松小学校バトントワリング部の活動の援助に関する事。
- 3 その他目的を達成する為に必要な事。

第5章 役員

第5条 本会の役員として会長1名（6年代表）、副会長1名（5年代表）、書記1名（4年代表）、会計1名を置く。

第6条 本会の役員は会員の中から互選によって決める。

- 1 会長は本会を代表として会務を統括する。
- 2 副会長は代表者の補佐として会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 書記は本会の書記を処理する。
- 4 会計は本会の会計を処理する。

第7条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第6章 相談役

第8条 本会に相談役を置く。

- 1 相談役は役員会において承認された者とする。
- 2 相談役は活動における助言をすることができる。

第7章 総会

第9条 総会は全会員、指導者を以て構成され本会の最高議決機関とし、原則年1回開催する。

第8章 会計

第10条 本会の活動の運営費は会費とその他の収入をもって充てる。

第11条 会費は児童1人につき月額2,000円を徴収し、実技指導者の講師料等に充てる。

第12条 会費は銀行口座を開設し、会計が管理する。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日～3月31日とする。但し6年生については、10月末をもって自由退会とする。

第9章 ユニフォーム・練習場所

第14条 鳥居松小学校バトントワリング部が使用するユニフォーム・練習場所は鳥居松小学校の物を、練習活動に支障のない範囲で借りる事ができる。

第15条 活動日は、毎週月・木曜日を原則とし、発表前の練習日については別に定める物とする。

第16条 活動時間は、原則14時45分～16時とし、40分日課の場合は14時15分～16時とする。

第10章 細則

第17条 この規約は、平成28年6月1日より運用する。

第18条 緊急連絡の為に連絡網を毎年作成し団員に配布する。緊急時には連絡網をもとに情報を共有するものとする。

第19条 バトントワリング部の途中退会については、保護者による申し出を受け、退会を受理するものとする。この場合、会費の返却等はしない事とする。